

那須塩原市議会常任委員会提言書への回答書

常任委員会からの提言書への回答

総務企画常任委員会

■指定管理制度のあり方見直しについて

- (1) 塩原温泉天皇の間記念公園について、貴重な国民的財産として国の文化財に登録を目指すこと。

【回答】

塩原温泉天皇の間記念公園については、国の文化財として登録や指定となった際の維持・管理費用も含め、関係機関と協議してまいります。

- (2) 塩原温泉華の湯について、民間への譲渡を速やかに検討し実施すること。

【回答】

塩原温泉華の湯については、施設を有効活用するため、民間への施設譲渡を実施できるよう進めてまいります。

- (3) もみじ谷大吊橋について、今後、多額の施設維持費が想定されることから塩原地区吊橋整備基金において適切に積み増しを行うこと。

【回答】

もみじ谷大吊橋を維持するために必要な財源の確保に努めてまいります。

- (4) 塩原温泉家族旅行村について、補助金返還及び現況復旧も含めて速やかに廃止を検討すること。

【回答】

塩原温泉家族旅行村については、施設の維持・管理費用を考慮し、民間活用や規模縮小を検討してまいります。

- (5) 塩原温泉湯っ歩の里について、公営によって運営しなければならない施設ではないことから、速やかに民間への譲渡または廃止を検討すること。
- (6) 塩原ものの語り館について、民間への譲渡又は廃止を検討すること。

【回答】

塩原温泉湯っ歩の里及び塩原ものの語り館については、施設の維持・管理費用を考慮しながら、塩原温泉地区の観光拠点として、提言いただきました民間への譲渡も含め検討してまいります。

■那須塩原駅周辺のまちづくりについて

- (1) 駅前広場を交通結節点としての各交通機関を受け入れられるよう整備し、観光客が利用するレンタカー・タクシー・バス等に支援（補助制度）を設けること。

【回答】

那須塩原駅前広場は、県北における重要な交通結節点であることから、その整備に当たっては利用者にとって機能的な広場となるよう検討してまいります。また、観光客が利用する交通機関等への支援については、令和3年度に実施した実証実験結果など、観光客のニーズや今後の動向を踏まえ研究してまいります。

- (2) 高さ25メートル制限に対して、自然と眺望に配慮しながら制限を撤廃または緩和することについて検討すること。

【回答】

現在、那須連山の眺望と良好な景観を保護することを目的に高さ制限を定めています。那須塩原駅周辺まちづくりビジョン策定時の有識者会議において、那須地域の玄関口にふさわしい拠点づくりをしていく上では、那須連山の景観への配慮を大切にする必要があるとの御意見をいただいていることから、現時点では、制限の撤廃や緩和については考えておりません。

- (3) 民間からの開発投資を積極的に誘引すること。

【回答】

現在、民間活力の誘引に向けたサウンディング調査を行っているところであり、今後結果を踏まえ積極的な民間資本の活用を検討してまいります。

福祉教育常任委員会

■学校のあり方について

- (1) 大規模校での教室不足や、体育館の広さ不足などの課題に対し、特別教室の内容と数を充実させるなど、児童生徒数とのバランスを考え学校施設を適正に整備すること。

【回答】

毎年度、全ての学校における児童生徒数の動向を見ながら、普通教室が不足する場合には、やむを得ず特別教室を普通教室に改修しているところです。大規模校の整備につきましては、限られた学校敷地の中で増築や改築が難しい状況ではありますが、今後の児童生徒の推移をみながら整備に努めてまいります。

- (2) 廃校施設は地方公共団体にとって貴重な財産であることから、地域の実情やニーズを踏まえながら有効活用を促進すること。

【回答】

令和5年度の箒根学園開校に伴い廃校施設が増えることとなりますが、現在、その施設の活用方法について地域住民の方々と協議をしているところです。

今後につきましても、地域の実情やニーズを踏まえながら廃校施設の有効活用に取り組んでまいります。

- (3) 多様な子どもたちの学びの場として学校環境は障害のあるなしに関わらず極力子どもたちが同じように学べる環境が求められることから、学校のバリアフリー化をさらに進めること。

【回答】

学校のバリアフリー化につきましては、児童生徒の状況に合わせて整備を進めてきたところです。

引き続き、那須塩原市教育施設長寿命化計画に基づく改修に合わせたバリアフリー設備・ユニバーサルデザインの導入を推進し、誰もが利用しやすい学校施設づくりを効率的・効果的に推進してまいります。

- (4) 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方として、地域学校協働本部の活動により地域住民の人材の有効活用を積極的につとめること。

【回答】

本市は、年々地域学校協働活動に参画する地域住民の数が増加しており、各本部で特色ある活動が展開されています。今後も、「学校を核とした地域づくり」に向け、より多くの地域住民の参画を得るため、本事業の普及啓発を図りながら、推進してまいります。

- (5) 教育現場の事務作業の効率化として、ＩＣＴの積極的活用を推進し、定型的な事務作業を自動化し、かつ中学校区ごとに集約することで、事務負担を軽減すること。

【回答】

現在、市内全校を５つのグループに分け、「共同学校事務室」を設置し、事務職員が中心となって事務の共同処理や相互支援、新規採用事務職員の指導支援等を行っています。また、定期的に全体会議を開催し、情報交換を行いながら学校事務の効率化を図っているところです。

これまでも、各種徴収金に係るインターネットバンキングの活用等による事務処理の効率化に取り組んできましたが、今後につきましても、保護者との連絡ツールのデジタル化をはじめ、ICTの積極的な活用や事務作業の自動化に関して、先進事例などの情報収集を行い、教職員の負担を軽減できるよう研究を進めてまいります。

- (6) 令和５年度から進められる部活動の地域移行においては、教員の負担軽減と同時に、部活動における教育の目的を損なわないように配慮すること。

【回答】

本市では、部活動の地域移行における国の方針に先行して、今年度から「持続可能なスポーツ環境整備事業」として、「地域スポーツ練習会の開催」、「学校部活動の支援」、及び「スポーツ団体・指導者の育成、支援」に取り組んでいます。

また、文化部活動についても関連団体等と協議を進め、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化活動に継続して親しむことができる環境を整えてまいります。

- (7) 子どもたちの安全のため、通学路の危険箇所を地域住民との積極的な情報交換のもと改善すること。また、通学路の整備に関する要綱では、第３条の（３）に整備する土地を（ア）市有地か、（イ）私有地で市に寄付された土地としており、市民の寄付を得られない場合は、整備が進まないことがある。しかし、（ウ）には市長が整備する必要があると認めた土地とあることから、市民の寄付が得られない場合でも積極的に通学路整備を行うこと。

【回答】

通学路整備については、毎年、通学路安全推進会議を開催し、関係機関等と情報交換を行い、歩道整備のほかグリーンベルトの設置など必要な対策について、検討を行っているところです。

なお、「通学路の整備に関する要綱」については、地元住民等からの要望を受けて市等が通学路を整備する制度となっています。

同要綱では、提言にありました第3条第3号の土地の要件のほか、第2号において「整備区間の通学路に隣接する土地に居住する者及び当該土地の所有者の全員が整備することについて、承諾していること。」が条件となっています。地元住民や土地所有者の理解、協力により整備が進められる事業となりますので、関係者等からの理解が得られるよう十分な説明を行い、事業の円滑な実施に努めてまいります。

- (8) 学校現場での悩み相談、心理サポートを効果的に機能させるために、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを正職員として雇用すること。

【回答】

児童生徒や家庭が抱える問題が複雑かつ多様化する中、悩み相談や心理サポートにつきましては、栃木県が配置するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを中心に実施をしています。また、市の会計年度任用職員としてスクールソーシャルワーカーや心の教室相談員を任用することでよりきめ細やかな対応につなげております。さらに突発的な相談や学校からの要請があった場合には、教育支援カウンセラーを派遣し、相談体制の充実を図っていることから、現時点では正職員の任用の予定はありません。

- (9) 子どもたちの社会性の醸成に挨拶の奨励は効果的である。小中義務教育学校を通して地域での挨拶運動を推進すること。

【回答】

小中一貫教育の一環として、各中学校区において挨拶運動は位置付けられており、積極的に実施されています。市教育委員会としましても新型コロナウイルスの感染状況に鑑みながら、今後も計画的、継続的な実施を奨励してまいります。

- (10) 生理の貧困の背景には虐待やネグレクトなど複雑な問題が絡んでいることが多く、保護者に連絡が行くことを心配し、保健室に取りに行くことができない児童生徒もいることから、小中義務教育学校の児童生徒用女子トイレに生理用品を常備すること。

【回答】

生理用品を保健室に置く理由としては、様々な事情により生理用品を用意できない児童生徒を確実に把握するとともに、家庭の状況や困難さを理解し、適切な支援につなげることが挙げられます。また、学校では教育相談や心のアンケート等を実施し、児童生徒のサインを見逃さないよう努め、信頼関係づくりをしています。児童生徒に安心感を与えるとともに、児童生徒に寄り添い、必要な支援を講じていくためにも、保健室での対応が必要と考えております。

- (11) インターネットなどの情報過多の社会の中で子どもたちは誤った性情報に翻弄され、傷つくことが問題となっている。「生命の安全教育」として、自分の体を大切にすることや性暴力に対する正しい知識を持ち、自分を守ることができるように小中義務教育学校での、発達の段階に応じた適切な性教育を充実させること。

【回答】

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体通じて実施しています。また、性情報の氾濫など、児童生徒を取り巻く社会環境が大きく変化していることも踏まえ、引き続き、保護者や地域、外部機関とも連携を図りながら指導を充実させてまいります。

- (12) 性の多様性が社会で認められるようになる中、子どもたちも正しいジェンダーの知識を持つことが必要である。人間の多様性を認める人権教育の充実を推進すること。

【回答】

人権教育については、各校の教育計画にも位置付けられ、日々の教育活動全体を通じて実施しています。今後も発達の段階に応じながら、性別や障がいの有無、社会的出身や国籍、人種や民族などによって差別的な取扱いを受けることのないよう、多様性を認め合う人権教育の指導を充実させてまいります。

- (13) 子どもたちの生活習慣の改善、授業時間の有効活用、眠くならない時間帯での効率的な学習など多くのメリットがあるとされる、午前中5時間制を研究し、導入を検討すること。

【回答】

例えば小学校で1コマ40分授業を実施した場合に、国の標準である1コマ45分の授業と総時間数が同じように換算しながら指導計画を立てなければならなかったり、給食の時間や休み時間が削られたりして学習や生活のリズムをうまくつけないという不安もあります。今後も先進的に取り組んでいる学校のメリット、デメリットを見極めていく必要があると考えております。しかしながら、関心の高い実践でありますので、今後も「子どもの視点から考える」ことを第一にしながら、研究を進めていきたいと考えております。

■貧困対策について

- (1) 家庭環境の急激な変化に対応できるよう、NPO 法人や社会福祉協議会との連携を強化し、包括的な相談体制を強化すること。

【回答】

現在、庁内外の様々な機関と連携し、包括的な支援を行うため、庁内連携事業や多機関協働事業を実施しています。相談支援を行う窓口において、支援を行っている NPO 法人や社会福祉協議会の情報を共有し、適切なサービスや支援につながるよう連携を強化してまいります。

- (2) 準要保護世帯に対する、義務教育のために支出する主な経費に修学旅行費の一部を就学援助として支給すること。

【回答】

本市では、準要保護世帯に対する就学援助として、修学旅行費を支給の対象としています。

- (3) 貧困家庭の子どもたちは大学など高等教育を受けたくても経済的問題で断念しなければならないことがある。本市の給付型の奨学金制度は、成績優秀であることなど高いハードルがある。給付型奨学金制度をさらに充実させ、より多くの学ぶ意欲のある子どもたちが、大学進学の実を果たせるように支援すること。

【回答】

子ども達が経済的な理由から学びを諦めることがないよう、今年度は給付金の対象者を従来の5名から10名に拡充したところです。今後につきましても、より多くの学生を支援できるよう、企業訪問による寄付依頼により財源の確保に努めるなど充実を図ってまいります。

成績要件につきましては、今後の社会情勢や他市町村の状況等を踏まえ、よりよい奨学金制度となるよう研究を進めてまいります。

- (4) 民間のボランティア団体が行うフードバンク等の活動に協力することで、貧困世帯の支援を充実すること。

【回答】

現在、生活困窮者自立支援事業及びフードバンク事業を行っている社会福祉協議会と連携を行いながら、生活困窮者の支援を行っています。フードバンクは、その日食べるものがない方等、緊急を要する方の利用が多いため、生活困窮者支援として、重要なものであると考えております。今後、生活困窮者の情報共有やフードドライブへの協力など、必要に応じて連携の強化を検討してまいります。

- (5) 社会全体で取り組むべき貧困には地域の民間企業の協力も有効である。就労支援や寄付活動など、民間企業との連携を図ること。

【回答】

現在、生活困窮者自立支援事業の中で、就労準備支援事業を実施しており、就労支援や居住支援等を地域の民間企業と連携しながら行っています。また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業において、参加支援事業に取り組む予定となっており、段階的に様々な社会資源との連携強化を図ってまいります。

- (6) どこに住んでいても、サポートが受けられるように、子ども食堂や無料の学習支援などは、学区単位で設置されるように支援をすること。

【回答】

子ども食堂については、子ども・子育て夢基金を活用し、開設や運営等に対する費用の助成を行っています。助成開始以降、子ども食堂の設置数は増えており、中学校区単位では、三島中・高林中・塩原小中学校区を除き設置されていますが、更なる拡充のため、引き続き支援をしてまいります。

無料の学習支援については、現在、市内3ヶ所の公立公民館で実施していますが、利用希望者数などに応じて検討を行ってまいります。

- (7) 貧困家庭において、介護の問題がある場合特に問題が深刻化する傾向にある。特に介護サービスやケアラーサポートの情報をうまく得ることができずに、深く悩

んでしまうことがある。うまく情報を伝え、介護サービスやケアラーサポートを対象者が十分に受けることができるように配慮すること。

【回答】

障害福祉サービス、養護者支援等に係る情報や相談窓口については、社会福祉課や那須塩原市障害者相談支援センター、及び市が相談業務を委託しているゆずり葉などにて案内しているところです。

高齢者については、市内8か所に設置している地域包括支援センターの専門職が、戸別訪問や電話による相談受付、地域住民や医療介護関係者等のネットワークによる情報を元に、高齢者本人の実態把握や相談を行いながら、適切な生活支援や介護予防のサービスを提供しています。

支援を必要としている方が、必要な情報を簡単に得られるよう、今後も引き続き、広報、ホームページ、パンフレットその他の様々な媒体を通して、相談窓口の情報発信に努めてまいります。

(8) 様々な理由で就労に困難を抱える人がいる。静岡県富士市で取り入れているユニバーサル就労条例を制定し、ユニバーサル就労支援センターを整備すること。

【回答】

ユニバーサル就労条例の制定やユニバーサル就労支援センターの整備については、現段階では予定していませんが、現在、生活困窮者自立支援事業において、ユニバーサル就労支援センターで実施している事業内容と同様に、自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援を実施しています。

今後、これらの事業に重層的支援体制整備事業における参加支援事業等を追加することで、生活困窮者にとどまらず、分野を問わない総合的な支援を行うことを目指してまいります。また、関係各課とも協議の上、委員会からお示し頂いた先進地を含め他自治体の事例や実施状況などを調査してまいります。

■立地適正化計画推進を見据えた空き家・空き地対策について

- (1) 個々の空き家情報を各種施策に活用するため、電子媒体によるデータベース化など、情報の集約に向けた必要な整備を検討すること。

【回答】

空き家等の情報については、管理システムの導入により、市民からの相談等のデータも集約しており、今後も空き家情報の集約を図ってまいります。

- (2) 個々の空き家情報を分析し、老朽度並びに所有・管理状況などにより対応の基準を設け、段階的かつ効果的な対応を行うこと。

【回答】

空き家等実態調査時に推定した空き家等の所有者には、維持管理の継続、利活用又は除却等の今後の意向を確認しています。また、管理不全な空き家等が周辺住民の生活環境に与える悪影響の度合いや危険の切迫性などを考慮し、特定空き家等に該当するかの判定基準を設けています。

今後も引き続き、段階的かつ効果的な対応が図れるように空き家対策に努めてまいります。

- (3) 利活用可能な空き家については、速やかに所有者への意向調査・助言等を行い、空き家バンクへの登録等流通促進を図ること。

【回答】

利活用可能な空き家の所有者に対しては、空き家の利活用促進を図るため、引き続き、空き家バンクの周知啓発を行い、空き家バンクへの登録を促してまいります。

- (4) 空き家の市場流通を一層促進するため、宅建士・建築士・司法書士・土地家屋調査士・建設施行事業者・金融機関等各種専門家と包括協定を締結し課題を効果的に解決するプラットフォームの構築を検討すること。

【回答】

各種専門家と連携を行うプラットフォーム構築は、空き家等の対策の促進に寄与する手法の1つであると考えられます。金融機関等とは、平成28年度から協定を締結しているところですが、今後も、国、県及び先進自治体の情報収集や各協会、団体等との情報共有に努めてまいります。

- (5) コンパクトシティ推進に効果が期待できる、空き家・空き地・狭隘道路を一体で再生する官民連携の新たな手法である日本版ランドバンク「小規模連鎖型区画再編事業」の活用を検討すること。

【回答】

「小規模連鎖区画再編事業」は、空き家・空き地・狭隘道路の解消とともに、本市の立地適正計画にも掲げた「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成にも寄与する事業の一つであると考えられます。

今後は、国、県及び先進自治体の情報収集を行いながら調査・研究してまいります。

- (6) 所有者不明土地を利用して地域住民等の福祉や利便の推進のための施設整備することができる制度である「地域福利増進事業」の活用を検討すること。また、活用可能な団体や民間企業への周知及び情報共有に努めること。

【回答】

所有者不明土地の利用の必要性が生じた際には、「地域福利増進事業」の活用も検討するとともに、制度の周知や情報共有に努めてまいります。

- (7) 多世代同居の推進等将来の空き家発生防止につながる施策の充実が求められることから長期的な観点で、現行の各種補助制度の在り方を精査し社会状況の変化なども踏まえた見直しを検討すること。

【回答】

国の補助制度の適用要件の中で利活用及び除却等補助事業に取り組んでいます。が、施策の充実を図り、社会状況の変化に対応できるよう、引き続き、国や県からの情報及び他自治体の先進事例等を参考に研究してまいります。

- (8) 所有者不明・相続人不在空き家については、いずれ管理不全を招き周囲への悪影響が発生する可能性が特に高いことから、早急の実態を把握し優先度の高い対策を行うこと。また、今後義務化される相続登記により危惧される土地の再分化や所有権の分散化などを防ぐために、市民に対して生前対策などの重要性の周知に努めること。

【回答】

所有者不明・相続人不存在空き家については、実態把握を早急に進め、有効な施策や取組を検討してまいります。

また、市民に対しての生前対策等としましては、庁内で連携を図り、引き続き持ち家に居住する高齢者に対する相続対策の周知・啓発活動等に取り組んでまいります。

- (9) 固定資産税の住宅用地特例が空き家の放置を招く原因の一つとなっていることから、積極的に特定空き家等への勧告に基づく適用解除を実施することと合わせ、適正な管理が行われていない空き家に対しては地方税法上における必要な措置を検討すること。

【回答】

地方税法上、空き家に対する措置に該当するものは、住宅用地特例の適用解除のみとなっています。空き家対策担当課との連携を密にし、勧告が行われた場合には、地方税法に基づき、当該特定等の敷地の用に供されている土地に係る住宅用地特例を解除いたします。

- (10) 相続放棄された空き家の増加が懸念されることを踏まえ、今後の行政による除却（代執行）にあたっては、行政負担を最小限に抑制するため、個別事案に応じて、財産管理制度等各種制度を適切な時期に最大限活用すること。また、相続放棄者に対しては、民法第940条における管理義務について周知するとともに、相続財産管理制度の活用について必要な助言等を行うこと。

【回答】

相続放棄等がされた所有者不存在の空き家等につきましては、周辺環境への影響や危険の切迫性を考慮し、適切な時期に各種制度を活用し、除却を含めた対応を図れるよう取り組んでいます。また、相続放棄した者に対しましても、民法第940条の規定に基づき、引き続き助言等を実施してまいります。

■大量離農時代を見据えた担い手確保と農業振興について

・担い手支援について

- (1) 国や県など関係機関と協力し、市外からの移住就農や企業等の農業参入の促進を図ること

【回答】

市外からの移住就農等については、国や県など関係機関のほか、市の移住促進センターや農観商工の関係団体とも連携を図りながら、なすしおばらワイン特区などの地域の特性も生かし、引き続き取組を推進してまいります。

- (2) 農地中間管理機構を活用し、より本市の実情に合った担い手支援と農地集積・集約化の促進を図ること。また、農地集積する経営体に対する的確な支援につなげられるよう、本市独自の支援体制についても研究すること

【回答】

担い手の確保につきましては、栃木県の農地中間管理機構を活用し努めているところです。

この度、将来の農地利用の姿を描き、計画的に農地の集積・集約化を進める「地域計画」の策定が法定化されました。

地域計画を策定する中で、計画達成にむけた支援策の調査・研究を進めてまいります。

- (3) 「未来へつなぐ地域農業支援事業」など新規就農者や事業継承を対象にした国・県の様々な支援メニューについて、更なる周知に努めること

【回答】

国・県・関係団体等による様々な支援メニューについては、本市の農業形態や就農相談における要望の傾向などを踏まえ、積極的にホームページ等で周知するよう努めてまいります。

- (4) 農機具導入について、機械を共同購入し、管理・レンタルする機関の立ち上げに対する助成など、新しい支援体制の検討を行うこと

【回答】

持続可能な農業経営に向けては、国・県においても農業の組織化に力を入れてい

るところであり、市としても関係機関と連携を図りながら、農機具の共同購入等の手法を含め、農業の組織的経営やその推進策について研究、検討を進めてまいります。

- (5) 使用されなくなった農地を新規参入者等農業者が手軽に活用できる新たな取組について検討すること。また、その活用にあたって中長期的支援の検討を行うこと
【回答】

担い手が不足する中で使用されなくなる農地の増加が見込まれることから、農地の活用や作目転換などの取組について調査・研究を進め、新規参入者等農業者が長期的に農業を営める環境の整備を検討してまいります。

・ 農業振興について

- (1) 中山間地域における収益性の高い農産物の生産・販売への支援充実を図ること。

【回答】

中山間地域における収益性の高い農産物の生産・販売への支援については、国や県の補助金等の支援も有効に活用しながら、より収益性の高い園芸作物の導入支援などの取組を推進してまいります。

- (2) 地元農産物の給食等への更なる供給を行うなど積極的に地産地消を推進していくこと。

【回答】

地産地消については、引き続き、学校給食での地元農産物の積極的な利用や、関係団体と連携した供給体制の充実を図るとともに、健康で充実した食生活を送るために栃木県の食育講話事業等を活用するなど、幼少期からの機運醸成などの取組を推進してまいります。

- (3) 本市で営農する意欲的な農業者が今後も安心して就業し安定的な生活を継続できるように、今ある施策をブラッシュアップし、より良いものにしていくように努めること。また、本市の基幹産業である農業を死守していけるように既存の枠にとらわれない取組を研究、推進していくこと。

【回答】

本市の農業振興については、既存事業を効果検証し事業の見直しを行っていくと

ともに、市外からの新規就農者も増えてきていることから、そのニーズなども含め前例にとらわれず、魅力的で活力ある農業を目指してまいります。

- (4) 職員配置について、職員の経歴や培ってきたスキルを十分に考慮して、本市農業の発展に寄与する有為な人材を優先配置、活用すること。

【回答】

職員配置については、各部署の実情に応じた適正な人員配置に努めるとともに、各分野の重点事業を円滑に推進できるよう、職員の経歴や培ってきたキャリア等を考慮し、引き続き適材適所を念頭に進めてまいります。

・ 共通項目について

- (1) 本市農業の発展のため、農業者等生産現場の声を吸い上げる体制をつくり、より緊密に連携しその意見を施策に反映させること。

【回答】

生産現場の声を吸い上げる体制づくりについては、引き続き、農業者や農業関係団体が集まる各種会議の機会を利用し意見交換等を行うとともに、必要に応じアンケート調査なども活用し、より多くの農業者等の意見や生産現場の多様なニーズの把握に努めてまいります。

- (2) 農業振興する上でもプロモーションはとても重要な要素であることから、SNS等の媒体で、より影響力のある幅広い人材を登用するなど、PR活動も更に注力し情報発信方法についても工夫していくこと。

【回答】

今年度はパートナーシップ連携協定を締結している(株)八芳園と連携し、首都圏においてPRイベントを開催し、本市の農畜産物の魅力を発信し好評を得たところです。

今後もより多くの人々に本市の農畜産物の良さを周知し認識してもらうため、効果的・効率的な情報発信の方法について検討してまいります。

■私道等整備支援体制の強化について

- (1) 支援要件の緩和を検討すること。

(2) 支援内容の変更を検討すること。

【回答】

私道等整備支援制度の利用実績は、ここ数年増加傾向にあるものの、件数としては多いとは言えない状況です。

今後、制度の利用拡大を図るため、支援要件の緩和が必要なのか、内容の変更が必要なのか、市民のニーズに合わせて効果的な支援策となるよう研究してまいります。

(3) 国から示されている「所有者不明私道への対応ガイドライン」を踏まえ一部の所在が不明な私道も対象に加えること。

【回答】

令和4年6月の「所有者不明私道への対応ガイドライン」の改定により、砂利道から舗装道路とすることも軽微変更であるとされたことから、所有者の過半数の同意を持って施工することが可能となります。

これにより、改正民法の施行日である令和5年4月1日以降は、支援対象となる私道の条件が実質緩和できるものと考えております。

(4) 市民への幅広い周知のためにわかりやすい「手引き」や「チラシ」を作成すること。

【回答】

市民への幅広く分かりやすい周知を行うため、ホームページや広報による周知を引続き行っていくとともに、「手引き」の作成についても先進事例を参考に、作成に向けて検討してまいります。